様式第５号（第５条関係）

三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策

みまたん事業者おうえん給付金交付決定兼確定通知書

令和　年　月　日

　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長　　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付で交付申請兼実績報告のあった三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策みまたん事業者おうえん給付金については、三股町新型コロナウイルス感染症緊急対策みまたん事業者おうえん給付金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので、通知します。

記

１　交付決定額　金　　　　　　　　　円

２　交付確定額　金　　　　　　　　　円

３　交付決定及び交付確定の取消条件

（１）申請者は、この給付金交付に関する書類等を整備し、給付金交付の日の

属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない

（２）申請者は、上記３（１）の書類等の提出を求められたときは、これに応

じなければならない。

（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また、この給付金等の使

途、その他について適当ではないと認めたときは、決定を取消し、又は給

付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。